

湖西市告示第 号

## 湖西市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湖西市男女共同参画推進条例（平成26年湖西市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第18条第1項に規定する湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者、市民団体及び教育関係者が推薦する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 市長は、前項第1号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。